

Tochigi
Architect
Office
Association
Bulletin

2012
1
No.94





建築士事務所憲章

建築士事務所は、建築や環境が文化の形成に占める重要な意味を認識し、社会の健全な進歩と発展に寄与します。

- 一 誠意をもって設計と監理の業務を遂行し、建築主の期待に応えます。
- 一 健康で快適な生活環境の創造と、安全安心、持続可能で良質な資産の形成を図ります。
- 一 自己研鑽を怠らず、職業倫理を高め、法令遵守と公益の立場に立って最善を尽します。
- 一 設計意図の理解を施工者に求め、公正に工事を監理します。
- 一 互いに信頼を深め、連帯の精神をもって、職務を全うします。

平成20年5月

社団法人 日本建築士事務所協会連合会
社団法人 栃木県建築士事務所協会



2012/1 No.94 目次

年頭所感	会長 本澤 宗夫 ……………3
平成24年 新年知事あいさつ	栃木県知事 福田 富一 ……………4
東日本大震災復興支援研修会	教育・情報委員会 横塚 境 ……………5-6
法律シリーズ No.52 民事再生手続きについて	弁護士法人佐藤貞夫法律事務所 弁護士 中澤 浩平 ……………7-8
コラム 中世宇都宮氏はどこへいったのか	広報・渉外委員 中村 清隆 ……………9-10
木材認証制度	広報・渉外委員 石川 昭男 ……………11-12
迫り来る超高齢社会の見守り活動の現状と課題	広報・渉外委員 市田 登 ……………13-14
I F R S適用延期に憂う	広報・渉外委員 大高 宣光 ……………15-16
正会員入会増強キャンペーンについて	経営委員会 委員長 深津 喜一 ……………17
賛助会員増強運動	教育・情報委員会 委員長 渡辺 有規 ……………17
新入会員・新賛助会員の紹介 ……………	……………18-19
住宅瑕疵担保保険の危機?!	(有)日事連サービス 中川 孝昭 ……………20
協会日誌 2011.7~2011.12 ……………	……………21-22
編集後記 ……………	……………22

表紙紹介

霧降の住宅



日光市所野に建つ登山家と教師の夫婦二人のための住宅です。周囲は360° 自然に囲まれた好環境、霧降の山に溶け込むような住宅を目指しました。

外壁は栃木県産の杉板を木材保護塗料で塗装しシンプルで景観に溶け込むデザインにしました。室内の材料も自然派のオーナーご夫婦のご希望もあり、なるべく自然のものを選定しました。栃木県産の杉の無垢板と大谷石、珪藻土で仕上げられたやさしい空間は2人暮らし+山の仲間が集まるのにちょうどいいボリュームとなっています。キッチンの収納をはじめほぼすべての木製建具、家具は職人による造作です。特に階段と一体になっている棚、と障子は大変苦労しました。薪ストーブのある吹抜はロフトと合わせて縦の回遊性をつくっています。吹抜上部の窓にはバルコニーを介して南側からの採光を確保します。バルコニーからも霧降の素晴らしい景色を見渡せる素晴らしい空間となっています。また、冬場でも快適に過ごせるように屋根、外壁、床下の断熱性を高め、ファンで暖気を対流させて上下の温度差が出来ることを防いでいます。

構造は在来軸組工法でローコスト化の工夫の一つで床梁等構造材が現しになっていますがそれもデザインになるように梁の掛け方や照明等の配線が現しの梁でも見えないように納まりを工夫しました。

(株)横松建築設計事務所

年 頭 所 感

意識・構造の改革 情報・技術環境の激変



社団法人 栃木県建築士事務所協会
会 長 本 澤 宗 夫

明けましておめでとうございます。

皆様には、お健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。日頃は、当協会に格別のご指導、ご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

平成23年3月11日午後に発生いたしました東北地方太平洋沖地震「東日本大震災」はマグニチュード9.0という世界最大級の巨大地震であり、大規模な津波を発生させ、その災害は東日本全域に広がったうえ、さらに原発事故にまで及ぶなど、いまだかつて経験したことのない甚大なものとなってしまいました。

それにより、各地で多くの死者・重軽傷者・行方不明者並びに家屋の倒壊・流出など甚大な被害が発生いたしました。

被害に遭われました方々に対し、心よりお見舞いを申し上げますとともに一日も早い復興をお祈りいたします。

平成22年9月に決定された「新成長戦略実現に向けた3段階構えの経済対策」において、建築確認・審査手続きの簡素化などについて必要な見直しを検討し、平成22年度中に見直し案をとりまとめた上で、可能な限り早期に措置を講じるとされ、「建築基準法の見直しに関する検討会」が設置されたが、これを受けて2011年3月に「建築基準法施行令の改正等、追加的に措置する建築確認手続き等の運用改善」がまとめられた。

この建築確認手続き・構造計算適合性判定などの円滑化が盛り込まれ、手続きは少々簡略化されたが、増改築・変更手続きの容易さ、既存不適格建築の解消などには手つかずのままである。再生可能エネルギーを推進するために容積率の緩和を盛り込んだが、場当たりの対処法であり、建築基準法がゆがんだものになっている。

制度疲労を起こしている建築基準法の根本的な問題を解決するには、今こそ建築の理想を掲げ、基本理念に則って質の高い建築・まちなみが実現できるように法制度を改め

るべきであるが、制度改革だけで質の良いものができるわけではない。我々は、倫理観を同時に培わなければならない。

現在、経済産業省の「低炭素社会に向けた住まいを住まい方推進会議」によって議論されている改正省エネ法によって「建築環境総合性能評価システム（CASBEE）」の義務化が進んでいる。建築からまちづくりに至るすべての行為を網羅しようという評価ツールである。CASBEEは民間の制度であり、品確法のように法律によって規定されているものではないが、地球温暖化対策の号令の下に確認申請とセットで必ず審査を受けなければならないようになるのでは！

都市のエネルギー利用とインフラを最適化するスマートシティが脚光を浴びている。

スマートシティは、家庭やオフィス、交通などの街全体のエネルギーを総合的にコントロールして最適化すると同時に、水や廃棄物処理などの社会インフラも効率化する都市のこと。

そのベースとなるのが、次世代送配電線網「スマートグリッド」で、ITを使って電力の供給側と需要側を細かく制御する。

太陽光発電などでエネルギーの「地産地消」を実現するなど、各地で実証実験が始まっている。

世は混迷する状況だが、戦いではなく競うことが大切である。ダンピングの戦いは破綻を招き、規律をなくす。

建築は技術の集約であり、本物を残すために切磋琢磨せよ！

意識・構造の改革
情報技術・環境の激変
全会員すべてが危機意識の共有

自利利他円満！
倫理性のない組織は生き残れない！
建築を愛する心と倫理に美意識を！



平成24年 新年知事あいさつ



栃木県知事
福田 富一

社団法人栃木県建築士事務所協会会員の皆様、あけましておめでとうございます。

昨年は、3月11日に発生した東日本大震災という未曾有の災害からの復旧・復興に全力で取り組んだ1年でありました。

我が国に甚大な被害をもたらしたこの大震災に対しまして、県では、地震発生後直ちに災害対策本部を立ち上げ、市町村を始めとする関係機関と密接に連携を図り、ライフラインの復旧、福島第一原子力発電所の事故に伴う対策や、県外からの避難者への対応など復旧に必要な考え得る限りの手立てを講じて参りました。また4月には、震災復興推進本部を設置し、被災者の生活支援、農林業や観光業等における風評被害対策、全県的な節電への取組など、復興対策にも全力を尽くして参りました。特に、原子力発電所事故に伴う放射性物質の影響により県内の空気や水、土壌等に対する安全性が脅かされるとともに、ハウレンソウや牛肉など一部の農畜産物は一時出荷停止という事態に至りました。これらに対し、各種検査体制の確立や校庭等の表土除去への支援など最大限の努力を払ってきているところで

真協会におかれましては、この大震災に際して、建物全般に関する相談窓口設置や被災建築物への応急危険度判定士の派遣、「とちまる募金」への協力など、震災発生直後から被災者等の支援のために迅速に対応いただき、改めて感謝申し上げます。

こうした状況の中、昨年4月にスタートさせた栃木県重点戦略「新とちぎ元気プラン」に掲げる「安心」「成長」「環境」の3つの重点戦略は、いずれも震災から立ち直り、新たなとちぎづくりを進めていく上で欠かすことのできない政策の軸となるものであります。

このプランの下、「住む人々が住み続けたいと思い、訪れる人々が住んでみたいと思う」より安全で安心なとちぎの実現に向け、様々な施策を講じることとしておりますが、特に県有施設や県立学校の耐震化対策、民間住宅の耐震診断、改修促進施策を計画的に進めて参りたいと考えておりますので、本年も会員の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

年の始めに当たり、私の所信を申し上げますとともに、会員の皆様にとって素晴らしい年となりますことをお祈り申し上げまして、新年のごあいさつといたします。

次代の時代へ → 提案力 + 施工力

次代へのプラスがここにあります。

社団法人
栃木県建築士事務所協会の皆様と共に歩む...

営業品目

■建築・住宅資材関連 ■土木・基礎構造材関連 ■省エネ・環境・セキュリティ関連
■リニューアル関連 ■外装リフォーム関連

JASDAQ 上場 URL <http://www.fujii.co.jp/>

藤井産業株式会社

建設資材部

本社：宇都宮市平出工業団地41番地3 TEL 028-662-6077
小山支店・水戸支店・つくば支店・さいたま支店・東北支店

東日本大震災復興支援研修会

2011年10月21日(金)～10月23日 2泊3日

教育・情報委員会 横塚 境



宇都宮東口に6:45に集合した参加者32名は宇都宮インターから東北道を北上する。

那須山、安達太良山、蔵王連邦を左手に観ながら仙台宮城インターへと順調にバスの旅は始まりました。途中多少の凹凸があり被災の爪跡を残していましたが走行には支障なく快適な旅の始まりです。

宮城インターを後に仙台市内に入り、宮城県建築士事務所協会へ一路向かいました。ケヤキ並木でお馴染みの定禅寺通りの北側、東北大農学部の南にある歴史深い立派な建物で、義援金をお渡し、仙台港北インターから仙塩道路に入り松島に向かいました。

仙台市内周辺は被災直後の物流の滞り、インフラの停止など無かったような普段通りの人の流れです。建物等の崩壊は見受けられず、多少塀、外壁等にクラックが入っている程度でした。芳賀地区の被災の方が大きいくらいに思えました。海岸側遠方には、田畑を含め住居、暴風雨林までも魔界の如く襲った津波の被災地が広がっているとのバス

ガイドさんの説明があり、テレビで放映された画像を思い出しました。荒浜地区から関上、仙台空港にかけての広範囲におよび、土石流が平地を飲み込むように流れる光景は想像を絶する出来事でした。

三陸自動車道、松島海岸インターを降り大型バスがやっと通れるくらいの田園地区を過ぎた所に、昼食の会場がありました。松島湾の大小の島々入り組んだ地形から津波被害は少なかったようです。美味しい食事と美人女将の御酌で飲む少々のお酒・・・至福の時間を過ごすことができました。自然に守られた幸運のこの地に立ち寄れた私たちは、幸運の女神が乗り移った様な気がして、これからの人生も健康で商売繁盛な暮らしができるようです。東松島市から石巻市に向う途中は人影もなく、住居は一階部分が吹き抜け、津波が押し寄せた傷跡でしょう。徐々に押し寄せ急激な引き波に家財道具からサッシまで持っていかれたようです。住民の皆さんは避難所でしょうか・・・。





石巻市内は被災直後の映像とはずいぶん違い復興に向かってガレキの片付け、流された車両の集積等着々と進んでいる様です。しかし、個人の住宅、店舗等は津波による破損が大きく以前の生活が出来るようには、多くの時間と費用が必要と思われます。通行する車の数は多くボランティアの方々を含め地元の皆様の復興活動なのでしょう。

この環境の中で私たちが支援できる事は何かあるのか・・・個人では思いつかない程の広範囲です。一円でも多く納税して復興の財源に充てていただく事が、今、出来る最大の支援だと思います。

バスは津波で被害を受けた地区を抜け、新鉛温泉の奥座敷へと向いました。宿は山深い一件宿、紅葉がうっすらと色付きはじめ冬が徐々に山を降りてくる感じが手に取るようです。川のせせらぎを聴きながら入る露天風呂の深さに驚き、宿屋の心づくしのおもてなしに眠りにつきました。

2日目は一路弘前へ、昼には弘前市内に到着し歴史ある青森銀行記念館、明治37年築、洋風建築を見学、ケヤキを多く使用した内装、バランサーで上下開閉する窓、至るところに先人の技術の高さに魅了されました。

午後には、弘前藩津軽氏4万7千石の居城、弘前城を見学。「走れメロス」「人間失格」の代表作で知られている太宰治の生家太宰治記念館「斜陽館」を見学、大地主津島家の六男十番目として生まれ、青森中学校（現青森高校）入学までの14年間過ごしたところです。明治40年築、木造2階建て入母屋造り394坪の財力に物を言わせた建物は一見の価値あります。

夜には青森に入り、居酒屋で津軽三味線を聴きながらのワイワイ、ガヤガヤの食事・・・、ついつい飲みすぎてしまいました。

3日目早朝、古川市場青森魚菜センターでは、片手に丼を持ちあちこちの店からチョイスした旨そうな切り身を口に運んで食す、のっけ丼を堪能しました。ここでは近海で取れる魚介類の山、住まいが近くなら毎日ここで食べたいくらいです。

次に青森駅前の「ねぶたの家ワ・ラッセ」を見学、初めて見るねぶたの大きさと派手さに驚きました。そして、国際芸術センター青森も見学し、和食の昼食後には、なごり惜しくも青森を去る時がきました。

新青森駅から、はやて28号13:20に乗り、仙台にてMaxやまびこ146号に乗り換え宇都宮には17:06到着となりました。

今回の東日本大震災復興支援研修会を、参加者皆様のご協力のおかげで全員無事に研修を終了する事ができ、有意義な時間と経験をさせていただき感謝いたします。

終わりに、不幸にも東日本大震災で亡くなられた皆様に対しましては心よりご冥福をお祈り致します。また、被災者皆様の日常生活の回復と一日も早い復興を祈念し支援研修会の報告とします。企画運営に関わりました関係各位の皆様有難うございました。次回も多くの参加をお待ちしております。



民事再生手続について

弁護士法人佐藤貞夫法律事務所
弁護士 中澤浩平

1 安愚楽牧場の経営破綻

平成23年8月、安愚楽牧場が多額の負債を抱えて経営破綻しました。数ある倒産処理手続の中から安愚楽牧場が選んだのは、民事再生手続でした。本稿では、民事再生手続とはどのような制度なのかを簡単にお話しようと思います。

2 法的倒産処理手続の種類

まず、倒産処理の法的手続としてどのようなものがあるかを概観します。法的な倒産処理手続には、大きく、①破産手続、②民事再生手続、③会社更生手続、④特別清算手続の4つがあります。

倒産処理手続は、手続の目的による区別として、債務者の経済活動をストップさせ、その資産をお金に換えて、債権者の債権額等に応じて平等に配分することを目的とする「清算型」の手続と、債務者の事業活動を維持・向上させ、事業収入を債権者の弁済にあてる「再建型」の手続の2つに分けることができます。また、事業の経営権の所在に応じた区別としては、手続開始により事業の経営権が債務者から第三者に移転する「管理型」の手続と、手続開始後も債務者の経営権が原則として維持される「DIP (debtor in possession) 型」の手続に分けることができます。

清算型手続の代表は、破産手続、特別清算手続であり、再建型手続の代表は、民事再生手続、会社更生手続です。また、管理型手続の代表は、破産手続、会社更生手続であり、DIP型手続の代表は、民事再生手続です。民事再生手続は、再建型・DIP型の手続に位置づけられます。

3 民事再生手続の開始原因

では、民事再生手続はどのような場合に開始されるのでしょうか。

民事再生手続の開始原因は、「破産手続開始の原因となる事実の生じるおそれがあるとき」、または、「事業の継続

に著しい支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済できないとき」の2つです（民事再生法21条1項）。破産手続開始の原因となる事実とは、「支払不能」もしくは「債務超過」をいいます。民事再生手続は、上記のとおり、基本的には債務者の事業の再建を目的とする再建型の手続ですので、破産手続開始原因事実が発生してからアクションをとるのでは遅きに失するといえます。このため、破産手続開始原因事実の生じる「おそれ」が認められるに過ぎない段階で、民事再生手続の申立を認めたものです。民事再生手続と同じく再建型の倒産処理手続に位置づけられる会社更生手続でも、「破産手続開始の原因となる事実が生じるおそれがある場合」（会社更生法17条1項1号）等に会社更生手続の申立てが認められています。

4 民事再生手続開始決定の効果

民事再生手続開始に伴って様々な法的効果が発生しますが、次のものが重要です。

民事再生手続が開始されると、債務者の財産に対する強制執行等は禁止され（民再39条1項）、債権者は、原則として、再生手続に参加しない限り、弁済等を受けることができなくなります（同85条1項）。債権者の個別の権利行使を許したのでは事業の再建が不可能になりますし、また、このような制限がないと債権者間で不平等が生じてしまうからです。債権者は、民事再生手続開始後は、原則として、債権届出及び議決権の行使等によって手続に参加することになります。

5 手続の流れ

次に、手続の流れを簡単に見てみましょう。

裁判所は、再生手続開始決定と同時に、再生債権の届出期間を定めます。（民再34条1項）。債権者は、この期間内に債権を届け出ることになります（同94条）。期間内に届出をしない債権者は、原則として失権することになりま



すので（同178条）、気をつける必要があります。届出があった債権については、債権調査手続を経て、内容や額が確定されます（同104条1項）。

債務者は、一定の期間内に、再生計画案を作成して裁判所に提出します（民再163条1項）。計画案には、権利の変更に関する条項等が定められます（同154条1項1号）。権利変更とは、具体的には、債務の減免や、期限の猶予などです。例えば、債権の〇%の免除を受けるなどといった定めが置かれます。このような権利変更の内容は、債権者の間で平等でなければなりません（同155条）。

裁判所に提出された計画案は、債権者の決議に付されませんが（同169条）、債権者の有する議決権は、上記のとおり債権調査を経て確定された債権額に応じて決まります（同87条）。決議の結果、債権者の過半数の同意があることに加え、議決権者の議決権の総額の2分の1以上の議決権を有する者の同意がある場合に、再生計画案は可決されます（同172条の3第1項1号、同2号）。

再生計画が可決されると、裁判所は、一定の場合を除いて、再生計画を認可する決定をします（同174条）。認可

決定が確定すると、債務者は、再生計画において定められた権利等を除いて、責任を免れます（同178条）。そして、認可決定が確定した時点で、民事再生手続は、原則として終結することになります（同188条1項）。あとは、債務者が再生計画に基づいて粛々と弁済を行うことになります（同186条1項）。

6 安愚楽牧場の場合

安愚楽牧場は、最初から事業を清算することが前提の民事再生手続でした。その意味で、再建型手続に属する民事再生手続としては、ややイレギュラーな申立てであったといえます（もっとも、清算を目的とする民事再生手続の利用自体は禁じられていません）。民事再生手続を選択した正確な意図は定かではありませんが、同手続がDIP・再建型の手続であり、事業継続が前提となっていることから、牛の飼養を継続しながら弁済原資を確保するには好都合であると考えたためでしょうか。いずれにせよ、安愚楽牧場について開始された民事再生手続は廃止され、破産手続に移行しました。今後の帰趨を見守る必要があります。

次代の都市づくり 環境づくりを目指して



国土交通省認定 M グレード
豊鉄工建設株式会社

鋼構造物工事・耐震補強鉄骨工事
〒321-3221 栃木県宇都宮市板戸町 3048-1
TEL 028-667-1693 FAX 028-667-6479
yutaka@yutaka-tk.co.jp

国土交通省認定 H グレード
氏家工業株式会社

鋼構造物工事業
〒321-0403 栃木県宇都宮市下小倉町 3725
TEL 028-674-3291 FAX 028-674-2895
kawasaki_ujiie@syd.odn.ne.jp

コラム

中世宇都宮氏はどこへいったのか

広報・渉外委員 中村 清隆

宇都宮氏の起こりと滅亡

県都宇都宮市の由来となる宇都宮氏。ビッグネームである宇都宮氏がどんな存在だったのか、大変気になるところ。又、どうして歴史ある「宇都宮」姓を持つ家が、栃木県に少ないのかも気になるところである。ということで調べてみた。

源氏が台頭する12世紀後半ごろ、常陸（茨城県）から下野芳賀郡・河内郡に進出し、宇都宮まで勢力を広げてきた。宇都宮の二荒山神社の座主を400年務める。有力神社を押さえることにより、その系統の豪族を押さえることになった。

宇都宮氏が滅びるのは、豊臣秀吉の時代。石田三成と浅野長政の内部抗争に巻き込まれて改易（取りつぶし）となってしまう。その後のお家復興運動も空しく、名家宇都宮家は途絶えてしまったのである。まったく残念！同じ地域で平安～鎌倉～南北朝～室町～戦国時代と、20代400年以上続いた領主の家系はあまりない。その後宇都宮家嫡流は、水戸徳川家家臣となって、幕末まで続いている

ちなみに、鎌倉時代から明治維新までの約600年の長期間、同じ領地を統治した領主がごく少数ではあるが存在する。島津家（鹿児島県）、相良家（熊本県）、そして相馬家（福島県）である。

相馬家は二宮尊徳を通して栃木県ともなじみが深い。現当主である第三十三代数胤氏の奥様は、元総理大臣麻生太郎の妹さんである。麻生氏は、震災の時最初に相馬入りした国会議員として記憶に新しい。

歌人で有名な3代目宇都宮頼綱

去年、下野新聞の連載小説「親鸞」（五木寛之著）に、宇都宮頼綱が頻繁に登場する。三代目頼綱の時代は、勢力範囲は茨城県と栃木県をまたぐあたり、笠間から芳賀郡周辺が強かった。もちろん宇都宮にも進出済み。親鸞を保護した頼綱が、勢力範囲の真岡に高田専修寺建造を許したと思われる。

頼綱は、京都で歌人として有名だった。藤原定家と仲

良しで一緒に和歌を詠んでいる（明月記）。鎌倉幕府の中で、外様でありながら10指に入る高官となり、政治的には小山氏、足利氏に比べると断然差をつけた。

3代宇都宮頼綱が、「伊予の国」の守護に

京都に逗留することが多かったことと、海に強い平家を追い出し手薄になっていた地であるせいか、頼綱は伊予守護（愛媛県）の命を受ける。実は、これより伊予の国（愛媛県）は宇都宮家と深く長い関係になったのである。愛媛県には、栃木県ゆかりの地名が結構ある。祖母井、水沼、芳我（はが）、津々木谷、笠間など。「宇都宮神社」もたくさん存在する。

頼綱以後、宇都宮家のナンバー2（分家）が派遣されていた。次第に根を下ろし、400年の歴史をきざむことになる。伊予の本拠地は大洲宇都宮家である。あるときは大洲宇都宮家の分家が下野に移り住み、西方氏となって下野宇都宮家を助けることにもなる。

残念であるが、戦国時代に長宗我部元親に制圧され、その後豊臣の時代に小早川隆景の知行地となり、大洲宇都宮家は滅びることになる。

「宇都宮」の姓を持つ人が、愛媛県には1900人もいる。本家本元の栃木県には宇都宮さんは18人しかいない。これはどうゆうことなのであろうか。

豊前（大分県）にも宇都宮氏が

初代宇都宮朝綱の父親と叔父が支配権をめぐる内部抗争になり、叔父は九州に渡り豊前に領地を得る。時は平家を討伐した源氏の時代。西国に勢力のあった平家を追い出したので、宇都宮叔父は手薄になった地で論功行賞の結果領地を得た。元代議士の宇都宮徳馬氏はこの流れといわれる。残念なことに、豊前宇都宮氏の痕跡・文献は豊臣の時代に完全に破壊されてしまった。

下野・伊予・豊前の地で、歴史を築いてきた宇都宮家も江戸時代に入る前に表舞台から姿を消したのである。

大洲城を木造で復元！

日本でお城を木造で復元した例は少なく、4件のみ。



その最新例が大洲城である。戦国時代は築城普請ラッシュであった。江戸時代になると、武家諸法度ができて築城はままならなくなる。現在の大洲城は、豊臣配下の藤

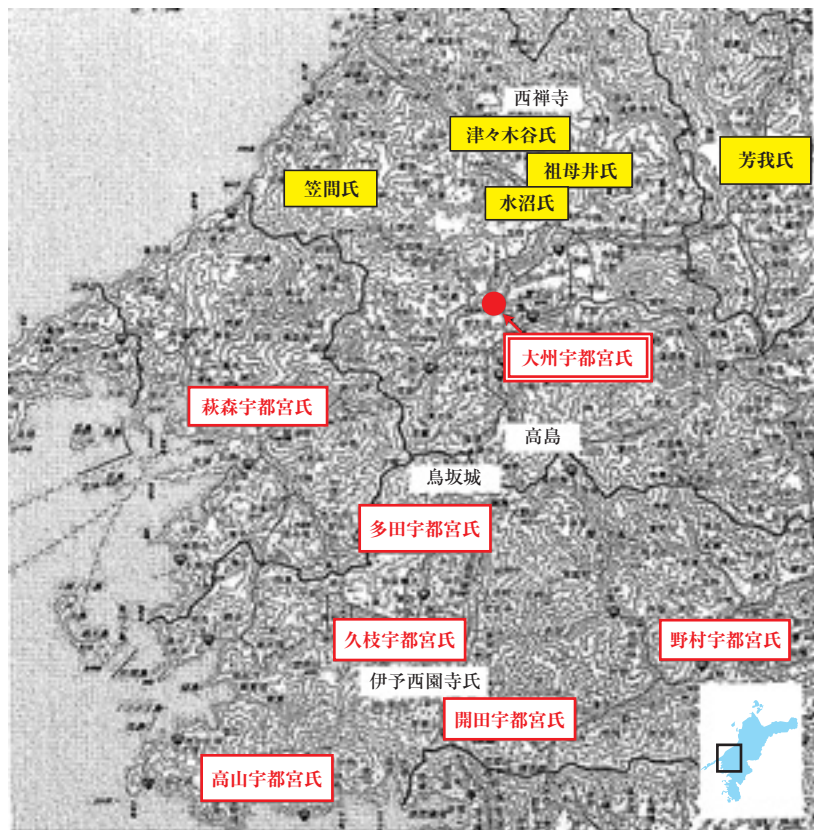
堂高虎・脇坂安治の代に近世城郭として築かれたものを再現したものである。

宇都宮さん都道府県別分布

都道府県名	宇都宮さん	宇都宮さん率	人口(人)
北海道	85	0.002%	5,666,539
青森県	13	0.001%	1,467,788
岩手県	65	0.005%	1,408,079
宮城県	41	0.002%	2,370,280
秋田県	6	0.001%	1,175,855
山形県	0	0.000%	1,235,870
福島県	12	0.001%	2,119,382
茨城県	53	0.002%	2,992,538
栃木県	18	0.001%	2,010,507
群馬県	12	0.001%	2,031,975
埼玉県	121	0.002%	7,007,036
千葉県	123	0.002%	6,001,020
東京都	285	0.002%	12,279,778
神奈川県	214	0.002%	8,628,787
新潟県	6	0.000%	2,463,961
富山県	8	0.001%	1,118,518
石川県	20	0.002%	1,180,565
福井県	58	0.007%	828,285
山梨県	3	0.000%	888,838
長野県	100	0.005%	2,216,006
岐阜県	40	0.002%	2,113,611
静岡県	34	0.001%	3,785,811
愛知県	154	0.002%	7,122,252
三重県	24	0.001%	1,862,539
滋賀県	20	0.001%	1,359,773
京都府	83	0.003%	2,645,157
大阪府	555	0.006%	8,824,033
兵庫県	278	0.005%	5,580,858
奈良県	40	0.003%	1,437,611
和歌山県	22	0.002%	1,061,646
鳥取県	8	0.001%	612,457
島根県	73	0.010%	756,657
岡山県	46	0.002%	1,951,213
広島県	225	0.008%	2,878,219
山口県	77	0.005%	1,517,219
徳島県	8	0.001%	820,891
香川県	33	0.003%	1,021,698
愛媛県	1911	0.129%	1,485,557
高知県	56	0.007%	810,237
福岡県	437	0.009%	5,042,991
佐賀県	17	0.002%	873,886
長崎県	38	0.003%	1,506,417
熊本県	154	0.008%	1,858,070
大分県	477	0.039%	1,219,058
宮崎県	137	0.012%	1,165,494
鹿児島県	83	0.005%	1,778,687
沖縄県	5	0.000%	1,337,974
全国	6,278	0.005%	127,521,623

(HP「地名と姓名のはるかなる関係」より 作成者 ken 氏)

宇都宮氏略系図



四国愛媛県(伊予国)の宇都宮氏関係図(作成者:土井聡明氏)

あなたは何を選びますか？

PAPER

FILM

CD DVD

INTERNET

TV VIDEO

紙、フィルム、CD・DVD、テレビ、ビデオ、インターネット……
自由にメディア(媒体)をお選びください。
メディアに合わせて、あなたの「伝えたい」を「カタチ」にいたします。

株式会社 松井ピ・テ・オ・印刷

本社/〒321-0904 栃木県宇都宮市陽東五丁目9番21号
phone.028(662)2511 fax.028(662)4278
URL <http://www.pto.co.jp/pto/> E-mail s@pto.co.jp

ファクティスは環境マネジメントシステム ISO14001 の認証取得工場です

コラム

木材認証制度

広報・渉外委員 石川 昭男

京都議定書では、CO₂を6%削減することを約束し、そのうち3.9%を日本国内の森林によるCO₂の吸収量で達成しようとしています。2011年11月には地球温暖化対策の新たな枠組みを話し合う国連気候変動枠組み条約第17回締約国会議（COP17）が開催され、世界規模で環境問題が論議されました。

我が国でも国産材の木材利用を促進する動きが急速に高まり、建築分野においても、木材の需要拡大を目的とし、平成22年から建築物に木材利用を促進させる（公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律）法律が施行されています。

しかし、実際は、利用可能な木材資源が多くあるにも関わらず、木材コスト、林業就業者不足によって労働力が低下し、森林資源の荒廃が始まっているのが現状です。このような状況の解決策として、持続可能な森林資源の保全管理と国産材の促進活用を目的とした森林認証制度への期待が高まっています。

森林認証制度は、無秩序な伐採による森林の減少や手入れ不足による森林荒廃等の環境問題から、より良い森

林資源の活用を望む社会的背景によって生まれた制度で、その目的は、森林を永続的に利用する為、生態系に配慮し、木の成長に合わせながら伐採をしていく持続可能な循環型の森林利用の普及です。

こうした取り組みを行っている林業家、木材販売・加工業者等が、第三者機関によって申請し、審査を行ってから認証する制度です。森林認証には、FM認証（Forest Management略—森林に対する認証）と、CoC認証（Chain of Custody略—認証された森林からの木材の加工・流通プロセスに対する認証）があります。

FM認証は、森林を対象とした認証制度です。森林管理が環境に配慮し、社会的利益にもつながり、持続的な経営が可能かを審査します。CoC認証は製造・加工・流通における認証制度です。これらのすべての工程で非認証材と混在しないような管理であるかを審査します。維持管理されている森林から産出した木材には証明書（認証）を発行し、ラベルがつけられる為、消費者にも環境に配慮した木材が認識出来るようになっていきます。

制度の種類は、世界各地に様々な認証制度が存在していますが、世界的に代表的な制度は、WWF（世界自然



森林認証た山側の表示



製材所認証の木材を使用した住宅の柱



PEFCマーク



FSCマーク



SGECマーク

保護基金World Wide Fund for Nature) を中心に発足し北米中心に世界的規模で森林認証を実施している『FSC』、『PEFC』があります。日本においては、2003年に発足した『SGEC』という認証制度があります。

PEFC認証：全世界で認証面積 2億4,112万ha

FSC 認証：全世界で認証面積 9,142万ha

日本では認証面積 276,433ha

SGEC認証：日本のみ認証面積 87万ha

県内認証面積 2,617ha

こうした木材の利用の普及貢献は、建築資材での使用が大きく役立ちます。一般的に、建築材として多く利用される杉・檜は約50～80年で育ち、その材料で造った住宅に同じ年数以上住み続ければ、森林は山で再生され、次世代の建築資材となります。ただ県内の木材を取り巻く環境は、スギ中丸太の価格がH11年約18,000円から低下を続けています。製材所数はH11年315件で素材入荷量520,000m³・H19年199件460,000m³にまで製材量が低下しています。(※栃木県統計資料)

県内の森林面積は34万9千haでその45%に当たる15万7千haが人工林であり利用可能な成熟期を迎えて、森林資源の積極的な活用が望まれています。また一方で環境問題のカーボンオフセットの観点から、地産地消型の材木使用も叫ばれています。

この豊かな資源を無駄にしない為にも、持続可能な循環型の森林経営（林業だけで生活が出来る）の普及が急務と思われれます。

我が県においては、産学官（林業家、製材所、施工業者、森林組合、宇都宮大学、県等）が連携して2008年に設立した栃木森林認証協議会があり、SGECの認証制度を取得した協議会会員が普及拡大・啓蒙活動をしております。認証木材が理想的な循環型資源として、建築家・消費者・施工者・製材者にも認知されることを願っていますが、今後SGECが国際的な認証制度に加盟し世界的に通用する認証木材になれるかが課題です。



認証材製作したオモチャ (SGEC会員作)



認証木材のラベル表示

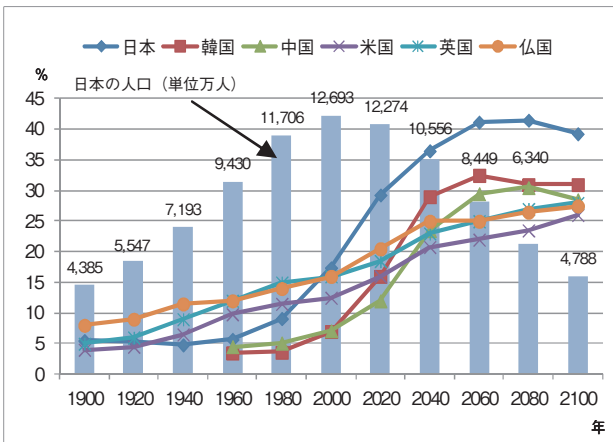
コラム

迫り来る超高齢社会の見守り活動の現状と課題

広報・渉外委員 市田 登

●地域資源を活用した見守りのあり方

我が国は世界で最も少子・高齢化が進行している国と言われるくらい諸外国に例をみない速さで進展しています。それに伴い高齢単身・高齢夫婦世帯も急増し、益々高齢者の孤立が顕在化する社会に向かいます。



世界の高齢化率と日本人口の推移

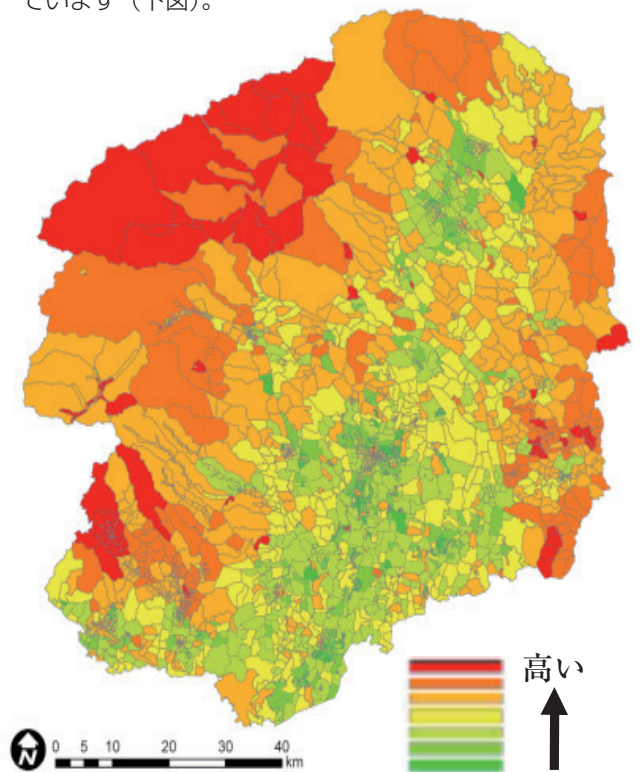
平成23年版高齢社会白書によれば、2055年には高齢化率は40.5%に達し、2.5人に1人が65歳以上、4人に1人が75歳以上になると推計され、1.5人の働き手で高齢者1人を支える事になりそうです。又、この白書によると日本の社会は血縁中心に人間関係を構築しており、近所付き合いや友人との関係が希薄化していると分析しています。本格的な高齢社会（一般的に高齢化率が14%を超えた社会と定義）を迎えるに当たり、問題が深刻化する地方都市において可能な限り社会との関わりを持ちながら暮らせる環境造りを構築することが、これから迎える高齢社会の状況を少しでも快方に向かわせるためには必要です。

上述の問題を解決する一方策として、高齢者への日常の見守り活動が挙げられますが急速な高齢者増により、特に自立高齢者においては、それら現行の対応だけで見守りを行うことは困難な状況になることが容易に考えられます。社会資本の大幅な増進が望まれない我が国においては、現行の対応を増強する事も困難であり高齢者の

身近な存在である地域資源（各地域に存在する見守りに関わる地域包括支援センター・社会福祉協議会・民生委員・自治会・老人クラブ・事業者等）を活用し、高齢者の見守り体制を構築する事が今後の重要な課題になると考えられます。

●栃木県の行政等の見守り活動状況

県内の高齢化状況をより詳細に把握するため、平成17年度国勢調査小地域データを利用し、見守りの必要性の高い地域を割り出してみました。赤に近いほど、危険度が高い地域となり、市街地中心部・山間部に顕著に現れています（下図）。



見守りの必要性の高い地域

見守り活動の現状では、県都宇都宮市の高齢者見守りネットワーク事業を皮切りに、平成23年5月末時点で、県内17市町で見守りネットと称するものが発足しました。他の市町も年度内をめどに準備を進めており、大半



の市町で整いそうです。

その中でも、先進的な見守り活動の事例として、小山市桑地区の訪問活動、鹿沼市のシニア見守り隊の活動、大田原市の安心生活創造事業、高根沢町の地域ケア会議等、地域の特色を活かした見守り活動もあげられます。又、各市町村で行っている独自事業で、安否確認事業、安否確認を兼ねた宅配サービス事業を通し、直接的な見守り活動も行っています。対して、健康な高齢者には、高齢者サロン活動や介護予防事業等を通し、集い場を拠点とした間接的な見守り活動もなされています。

行政の出先機関である地域包括支援センターでは、高齢者の対応を行う機関として、地域の高齢者の見守りも任されていますが、センターの職員数が少なく高齢者を十分把握できていないという問題を抱えており、定期的な見守りは、見守る優先度が高い高齢者に限られているのが現状です。

社会福祉協議会では、地域の福祉向上を目的として組織されていて、市のサロン事業への協力、歳末助け合い運動、行事開催による交流の機会づくりなど、間接的な見守りに寄与していますが他の関係機関との連携が充分にとれていないのが現状です。

民生委員の活動としては、地域の要援助者の生活に関する相談、助言や福祉サービスの利用援助、実態把握、を職務として配置されています。現在、独居高齢者を中心に高齢者の日常生活の把握も任されていますが、見守る側の民生委員自身の高齢化が浮き彫りになりつつあります。

一方、地域の身近な見守りとして、自治会での活動があり、加入者に対して、日常的な回覧板の配布、地域行事に定期的に参加を促す等で、地域との繋がりが出来ませんが、「自治会に加入していない高齢者の把握が困難」といった問題もあるようです。

又、老人クラブでは、定期的な活動を通して、高齢者同士がお互いに声を掛け合っています。しかし、自治会や老人クラブでは、加入率の低下が問題となっており、それが原因で組織力の低下の原因になっているのが現状です。

●将来の展望

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、身近な地域の交流や関係団体、関係機関等の声かけや訪問なども有効な手段です。「どこまで立ち入ったらよいか分からない」・「訪問拒否」といったプライバシーや個人情報保護法の問題もありますが、地域住民と協力し情報交換を行っていく事や問題が生じた場合は即座に行政に連絡を入れるといった、密な連絡をとり合うことも重要になります。又、元気な高齢者は、見守られる側ではなく見守る側の立場でボランティア活動等を行うことも必要です。そうすることによって自ら健康を維持し、社会に貢献・参加し、いつまでも自立した尊厳のある生活ができる訳です。

栃木県内の高齢化状況も、全国平均と比較すると現在では下回っていますが、2025年（団塊の世代が75歳を迎える年）には、全国平均と同程度になる推計があります。老いや死に正面から向き合い、支えを必要とする高齢者の為にも、県内において更なる対策が必要になってきます。そして独自の詳細な課題を読み解き将来の社会形成を見据え、長寿社会を喜べる地域づくりに日本の先駆者として、ここ栃木から発信できれば幸いです。



各地区の高齢者の見守り意見交換会
(行政・民生委員・老人クラブ・自治会長等による)

謝 辞

本コラムの内容は種々のデータ提供に際し、自治体の担当者にご協力をいただきました。またアンケート調査においても、当該対象地域の民生委員、老人クラブ、自治会長の方々にご協力を頂きました。ここに記して謝意を表します。

コラム

IFRS適用延期に憂う

広報・渉外委員 大高 宣光

IFRSと建築業務

IFRS 正式には「国際財務報告基準」適用の準備について、これが建築設計から保全管理に関わる皆さんにこれから関係してくるテーマである事を知る人はまだ少ないのが実情ですので、IFRSが建築業務に関係するテーマを下記に解説します。

IFRSでは耐用年数は自社で決める

これまで建物の耐用年数は税法上の耐用年数をそのまま適用して減価償却を行ってきましたが、IFRS適用後は事業の内容に即した妥当な耐用年数の見積りを自社で策定しなければならなくなります。

つまり同じ構造規模の工場や病院でも、その会社の事業内容に即した妥当な耐用年数を自ら設定し償却する事となりますので、これまでの税法による一律の耐用年数は使えなくなります。

更に三年ごと、または変動が大きいものは毎年、その建物の時価評価額を見直し、適切に修正しなければなりません。つまり定期点検簿が全て残っている中古車と全く点検記録が残っていない中古車では販売価格が大きく変わるのと同じで、建物についても自ら定めた耐用年数に応じた償却がLCC（ライフサイクルコスト）をFM（ファシリティーマネジメント）の手法で適切に管理されている建物である事を証明しなければ、建物の時価評価額が下がる事を意味します。

この為昨年から、これまで建物の管理費に殆ど関心を持たなかった多くの企業が、建築設備会社に対して設備保守・更改に掛かるLCCの算出策定依頼を行う企業が増えていきます。

この耐用年数の見直しで最も影響が大きいのは海外子会社(子会社の範囲もIFRSでは変わります)を持つ企業かもしれません。同じ目的の工場であれば、日本の工場も海外の工場も同じ耐用年数でなければ説明がつかない事になりますし、国内企業の多くは不動産を定率法で償却していますが、既にIFRSを適用している海外子会社は定額法で償却していますので、日本国内の耐用年数と償却

手法を海外子会社に合わせる必要が出てきます。

建築士の皆さんにとっては、耐用年数とその間のメンテナンス性について、クライアントにきちんと説明できる設計が益々必要になります。

固定資産価額の見直し

現在IFRSへの移行を前に多くの企業が自社建物のアスベスト調査を行っています。これは解体・撤去の際の原状回復費は予め資産除去債務として、当初の固定資産価額から除却しておかなければならないというルールによりますので、アスベストに限らず敷地内に汚染土壌が確認されている場合はこの除去費、賃貸建物で原状回復が必要な場合は、この原状回復費用を予め固定資産取得価額から差し引く必要があります。

更にこれまで一式で計上された建物設備等があれば、これは用途別に分割計上して個別に設定する耐用年数により償却する必要がありますので、修繕工事等で既に撤去してしまった設備があるにもかかわらず、除却費を立てておらずに取得額ばかりがふくらんでしまった固定資産簿は、実態に合った固定資産額として修正管理する必要があり、固定資産簿の全面的な見直しが必須となります。

しかし現状ではIFRSに対応できる固定資産簿を持つ企業は日本の一部上場企業でも1割に満たないと言われています。

更に次頁に事例を示しますが、建物の時価評価は建物を建てた業者や、管理を受託している業者ではない第三者に委託しなければならないルールとなっていますので、一式として計上されている建物と設備を分割し、更にその保全管理計画までについて評価できる人材とは、土地と簿価を主な判断基準として評価額を算定してきたこれまでの不動産鑑定士ではなく、建物の劣化度からLCCコストを判定し、中長期の保全管理計画をFMの立場から立案できる建築士の皆さんの新しい仕事になるでしょう。

次頁の表はIFRS適用後のイギリスとオーストラリアの行政組織における固定資産耐用年数と評価方法を調べた物です。



	組 織	会計基準	監 査	評価者	評価方法
1	英国国際開発省	IFRS	NAO (National Audit Office)	International Property Advisers	・減価償却は定額法・現在取得原価は毎年 見直し ・事務所建物 30年 ・建物付帯設備 リースの残期間 ・自動車 5年
2	ロンドン大学	UKAS 高等教育法人向け会 計基準	Deloitte	有資格の外部評価者	・土地建物は取得価額から減損額引いたも ので計上 ・減価償却率は毎年見直し ・非居住用建物に関する修復工事 50年償却 ・居住用建物に関する修復工事 30年償却 ・自動車 3年
4	オーストラリア ニューサウス ウェールズ州立図書館	IFRS (Australian Accounting Standards)	Audit Office of New South Wales	独立した評価者	・減価償却は定額法・5年に一度再評価 ・建物 50年 ・有形固定資産 7年 ・図書館のITシステム 4年
5	オーストラリア シドニー市	IFRS (Australian Accounting Standards)	Pricewaterhouse	外部評価	・減価償却は定額法 ・建物 75年 ・橋 100年 ・緑石と排水溝 100年 ・緑石と排水溝 (石造り) 150年 ・パーキングメーター 7年

2015年強制適用が延期へ

IFRSは2005年にEUが上場企業への適用を義務付けて会計基準の世界標準となり、日本と米国がこれに遅れて適用に向けての準備段階に入っていますが、金融庁はこの度当初予定していた2015年からの強制適用を延期すると発表しました。

既に日・米以外では会計基準のスタンダードとして運用されているIFRSですが、今回の金融庁の発表に対して国内では歓迎のコメントが多く寄せられている一方、海外では日本の金融庁の発表を単に事実として伝えるだけで、その発表に対する反応が何処からも届いていません。

インドが参加に後ろ向きな発言をした時は、各国から非難や批判、インド経済の先行きを憂う発言が多数寄せられたと聞きますので、今回世界の反応は全く違うようです。

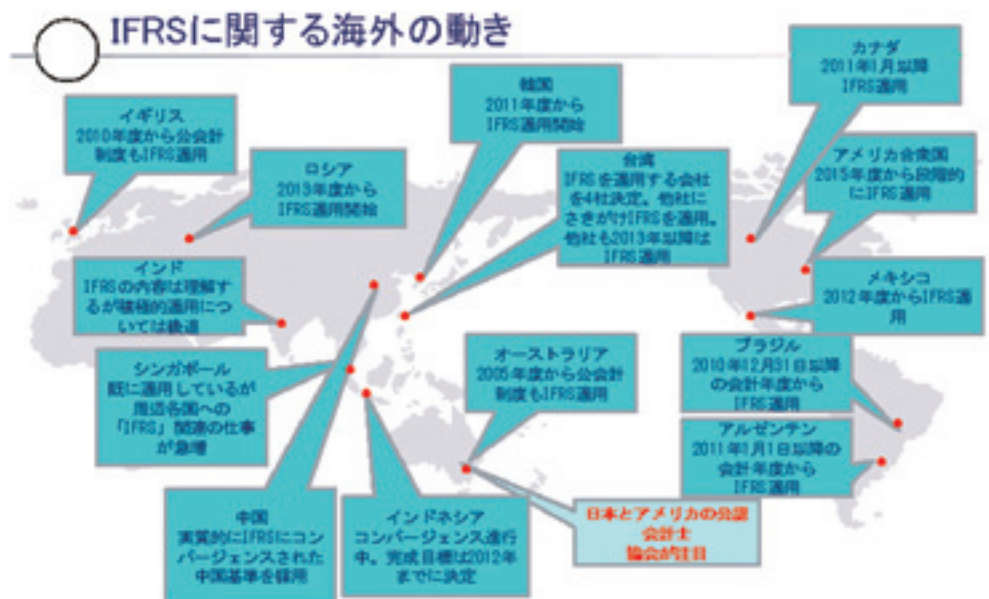
日本では米国の適用が遅れているので、日本が米国より先行する必要はないとの意見が大勢の様ですが、実際のIFRS適用に当たっては各国毎に個別基準が検討されている為、EU版IFRS、中国版IFRS、

米国版IFRSとして、国際基準に対する自国の影響力拡大を目指した覇権争いが行われているのが実情です。

そんな中で単に延期だけを決めた日本に対して何の期待も無く、影響も感じていないのが今の国際情勢であり、日本の位置なのかもしれません。

このコラムの執筆に当たっては、米国公認会計士の河合義一様から資料の提供を頂きました。河合氏のIFRSと固定資産管理に関する日本ファシリティーマネジメント推進協会での講演資料は下記にて公開されています。

<http://www.jfma.or.jp/FORUM2011/doc/O208-1430-C.pdf>



正会員入会増強キャンペーンについて

経営委員会
委員長 深 津 喜 一

「龍年来福」正・賛助会員の皆様に於かれましては、2012年の初春を健やかに迎えられた事と存じます。

法改正時、強制加入も見送られ、日事連や各单位会も法定団体移行後、より社会的信頼を得る為にも、会員増強を重点活動として取り組んでおります。

本会での近年の正会員の構成推移としては、平成17年10月は184社、又、平成23年10月は170社となっております。

経営委員会でも最優先課題として協議を重ね、入会増強キャンペーンを6月24日の常任委員会で承認を受け、24年5月31日迄の1年間に具体的な入会確保目標70社を設定し、活動展開しております。

入会メリットを掲げ、入会金の減額と会員・非会員の差別化や住宅ローン金利優遇措置活動及び耐震診断や定期報告・点検の共同受注の促進等、執行役員・理事・常任委員・正副ブロック長の皆様にフレンド作戦等を活用して頂き、ノルマ化した勧誘でもって成果をあげたいと思いますので、賠償責任保険加入促進も併せまして多大なる御協力を是非ともお願い申し上げます。

賛助会員増強運動

賛助会員ご入会のおすすめ

教育・情報委員会
委員長 渡 辺 有 規

当協会本沢宗夫会長の基本方針の一つに、正会員と賛助会員の活性化があります。その方針をもとに、当協会の目的や活動にご賛同いただいた 建築に係わる事業を営む法人、または個人の方々を対象に、幅広く賛助会員を、募集致しております。

私ども教育情報委員会は、賛助会員増強担当として、夏以来活動してまいりました。4月に、137社であった賛助会員様も新入会員31名増え、今現在(12月21日)168社となりました。ご協力、ご推薦をいただいた会員には、心より御礼申し上げます。

目標は、70社以上、合計210社です。あと42社、24年5月末日までに募集増強致します。執行役員、理事、常任委員方々には、すでに勧誘目標をお願い致しております。そして、多くの正会員、賛助会員様からのご推薦、勧誘を、是非よろしくお願ひいたします。

当協会会員共々、多くの業種、業態の方々と意見交換、情報交換の機会を多く持ち、また、楽しい交流の場、協会視察旅行や、ゴルフ、賛助会員商品説明会、懇親交流食事会なども、益々多く催して行きたいと考えております。

目標合計210社、12月末日、170社、3月末日、200社、5月末日、210社。

活気ある、楽しい、役に立つ賛助会員大募集。

皆様、よろしくお願ひいたします。



新入会員・新賛助会員の紹介



氏名 **菊島 晃** (きくしま あきら)
事務所名 (有)アルデ 〒321-4332 真岡市大谷新町18-1
TEL/FAX TEL.0285-83-3956 FAX.0285-83-5685
管理建築士 1級第186010号 菊島 晃 事務所登録 (A)2749号



氏名 **橋本 徳雄** (はしもと とくお)
事務所名 (有)橋本徳雄設計事務所 〒329-4425 栃木市大平町新1485-3
TEL/FAX TEL.0282-43-7867 FAX.0282-43-7996
管理建築士 1級第120180号 橋本 徳雄 事務所登録 (A)1938号



氏名 **酒井 昭** (さかい あきら)
事務所名 酒井昭建築設計事務所 〒329-1312 さくら市桜野1302-6
TEL/FAX TEL.028-682-7337 FAX.028-681-1551
管理建築士 1級第200594号 酒井 昭 事務所登録 (A)1702号



氏名 **廣田 光宏** (ひろた みつひろ)
事務所名 (有)廣田建築企画 〒322-0344 鹿沼市西沢町1439-1
TEL/FAX TEL.0289-77-3142 FAX.0289-77-3142
管理建築士 1級第257822号 廣田 光宏 事務所登録 (A)2995号



氏名 **船田 英一** (ふなだ えいいち)
事務所名 (有)船田建築設計研究所 〒323-0807 小山市城東7-6-16
TEL/FAX TEL.0285-21-3280 FAX.0285-21-3290
管理建築士 1級第153012号 船田 英一 事務所登録 (A)1971号



氏名 **若林 平吉** (わかばやし へいきち)
事務所名 エステート住宅産業(株) 〒321-0964 宇都宮市駅前通り1丁目1番5号
TEL/FAX TEL.028-621-0021 FAX.028-643-1069
管理建築士 1級第172142号 小野里良博 事務所登録 (A)2360号

新賛助会員

株式会社 八幡

代表取締役 **菊池 清二**
住所 〒321-0905 栃木県宇都宮市平出工業団地45番地2
TEL 028-661-0711 FAX 028-661-0399
HP: <http://www.k-group.co.jp/>
営業品目 インターロッキングブロック、石材、タイル 施工及び同資材の販売・総合建設業 生コンクリートの製造販売 廃木材の中間処理及び収集運搬

株式会社 美工電気

代表取締役会長 **林田 鐵弥**
住所 〒321-0132 栃木県宇都宮市台新田1丁目14番4号
TEL 028-658-6121 FAX 028-658-2938
営業品目 電気工事業

株式会社 石岡

代表取締役 **石岡 祐二**
住所 〒329-1413 栃木県さくら市葛城1944
TEL 028-686-2864 FAX 028-686-2889
Mail: ishioka34@abelia.ocn.ne.jp
営業品目 アルミサッシ、ガラス、木製建具

ホシザキ北関東株式会社

宇都宮営業所 食品関連グループ 部長 **斉藤 二郎**
住所 〒321-0111 栃木県宇都宮市川田町765-5
TEL 028-634-3130 FAX 028-634-3909
HP: <http://www.hoshizaki-kitakanto.co.jp/>
営業品目 業務用厨房設備設計施工・アフターサービス、製氷機、冷凍冷蔵庫、スチームコンベクション、洗浄機、メーカー販売卸

新賛助会員の紹介

<p>アオキ工業株式会社</p> <p>代表取締役社長 青木 章宏</p> <p>住所 〒321-0981 栃木県宇都宮市上野町7001-11 TEL 028-689-0511 FAX 028-689-0611</p> <p>営業品目 防水工事、塗装工事</p>	<p>東武建設株式会社 栃木生コン本部</p> <p>専務取締役本部長 田上 秀文</p> <p>住所 〒321-0905 栃木県宇都宮市平出工業団地47-2 TEL 028-661-1231 FAX 028-664-0523 HP: http://www.tobukensetsu.co.jp</p> <p>営業品目 総合建設業、生コン製造販売、流動化処理土製造販売</p>
<p>大谷建材株式会社</p> <p>代表取締役 石川 力造</p> <p>住所 〒320-0065 栃木県宇都宮市駒生町2627 TEL 028-652-1298 FAX 028-652-3077</p> <p>営業品目 総合建設業、流動化処理土製造販売、生コン販売</p>	<p>株式会社アスライブ</p> <p>代表取締役 荒井不二夫</p> <p>住所 〒323-0820 栃木県小山市西城南3丁目5番15号 TEL 0285-32-6350 FAX 0285-32-6351 HP: http://www.athrive.co.jp</p> <p>営業品目 電気・給排水・空調・土木・建築工事、設計、施工</p>
<p>株式会社清水造園</p> <p>代表取締役 清水 孝眞</p> <p>住所 〒321-0346 栃木県宇都宮市下荒針町2678番地1372 TEL 028-678-2222 FAX 028-678-2247 HP: http://www.shimizu-zouen.com</p> <p>営業品目 造園工事業、土木工事業、ほろ工事業、とび、土工工事業、業種に応じた企画・設計・施工管理・メンテナンス、樹木伐採・剪定・調査診断・除草・草刈・害虫駆除・消毒・殺菌、観葉植物賃貸・販売・緑化資材販売・エクステリア材販売</p>	<p>山金工業株式会社</p> <p>東京支店 支店長 石丸 修三</p> <p>住所 〒169-0072 東京都新宿区大久保2丁目5-23 新宿ビル7階 TEL 03-3202-3531 FAX 03-3202-3532 HP: http://www.yamakin-kougyou.co.jp</p> <p>営業品目 学校用間仕切、病院・医療・福祉施設用の軽量引戸・開き戸</p>
<p>株式会社エルフ</p> <p>宇都宮出張所 長山 卓司</p> <p>住所 〒321-0139 栃木県宇都宮市若松原2-14-19 TEL 028-655-6933 FAX 028-688-3458 HP: http://www.elf-inc.co.jp</p> <p>営業品目 地盤改良工事</p>	<p>株式会社高梨産業</p> <p>代表取締役 高梨 莞爾</p> <p>住所 〒321-0155 栃木県宇都宮市西川田南2-10-14 TEL 028-684-2357 FAX 028-684-2358 HP: 作成中</p> <p>営業品目 造園工事 外構工事</p>
<p>株式会社町田建塗工業</p> <p>代表取締役 町田 卓大</p> <p>住所 〒320-0027 栃木県宇都宮市塙田3丁目1番18号 TEL 028-622-3264 FAX 028-622-3265 HP: http://www.machidakento.co.jp</p> <p>営業品目 左官・タイル・石・吹付塗装 (しっくい、土壁(木舞)、石膏、人造石、けいそう土工事)</p>	<p>根本塗装株式会社</p> <p>代表取締役 根本 和典</p> <p>住所 〒320-0811 栃木県宇都宮市大通り2-3-16 TEL 028-634-6221 FAX 028-633-3450</p> <p>営業品目 塗装工事、内装工事、建築工事、防水工事、とび・土工工事</p>
<p>日本床工事工業株式会社</p> <p>代表取締役 笠倉 英明</p> <p>住所 〒141-0032 東京都品川区大崎5丁目8番2号 日床ビル TEL 03-3490-3081 FAX 03-3490-3608 HP: http://www.nihon-yuka.co.jp</p> <p>営業品目 床工事全般・スポーツ関連機器全般・環境関連商品販売</p>	<p>株式会社光進電気</p> <p>代表取締役 徳原 光雄</p> <p>住所 〒320-0072 栃木県宇都宮市若草3-20-18 TEL 028-622-8989 FAX 028-622-8990 mail: ko-sin@crux.ocn.ne.jp</p> <p>営業品目 電気工事業</p>
<p>岸久貴税理士事務所</p> <p>税理士 岸 久貴</p> <p>住所 〒321-0901 栃木県宇都宮市平出町3773番地4 TEL 028-663-8788 FAX 028-663-8789</p> <p>営業品目 税理士業</p>	<p>株式会社日本住宅構造製作所</p> <p>代表取締役社長 目黒二三夫</p> <p>住所 〒321-2344 栃木県日光市猪倉3588-1 TEL 0288-32-2370 FAX 0288-26-5315 HP: http://www.tatsumi-web.com</p> <p>営業品目 木造構造用躯体、接合金物 他</p>
<p>株式会社白木屋</p> <p>代表取締役 黒崎 裕康</p> <p>住所 〒320-0816 栃木県宇都宮市天神1-1-33 TEL 028-633-3327 FAX 028-633-0792 HP: http://www.shiroki-ya.jp/</p> <p>営業品目 セメント・生コン・住宅設備機器・その他建築材料販売・杭工事・ALC工事・内装工事・ユニットバス・システムキッチン工事・太陽光工事</p>	<p>鬼怒川空調株式会社</p> <p>代表取締役 服部 芳造</p> <p>住所 〒321-0934 栃木県宇都宮市築瀬3丁目2番3号 TEL 028-637-3111 FAX 028-635-4914</p> <p>営業品目 管工事業</p>



住宅瑕疵担保保険の危機？！

有限会社 日事連サービス
専務取締役 中川 孝 昭

雨が漏っても払わない

平成23年9月15日付けケンブラッツ建築・住宅サイトの報道に驚いた方も多いと思います。年頭を飾る話題としては、ぞっとしますが「瑕疵保険法人たても『廃止』に、住宅あんしんが引き継ぐ」と報じられました。「たてももの株式会社」は債務超過を理由として、平成23年9月1日から31日までの1ヶ月間、業務停止命令と監督命令の措置を既に受けていました。契約者保護のために、保険業務は「住宅あんしん」へと包括的に移転されることになりました。

住宅瑕疵担保責任保険（住宅瑕疵保険）を引き受ける保険法人設立の計画が持ち上がった段階で、目ざとくその情報を掴んだある企業が、私の友人を介して出資の如何を尋ねてきたことがあります。そのときに「2～3年で資金を引き上げるつもりなら儲かるかもしれない」と返事していた者としては、来るべきときが来たと感じたに過ぎません。それにしても、あまりに早い破綻劇です。保険法人が発足して僅か2年足らずの出来事なのです。

ご存知の通り日事連・建築士事務所賠償責任保険（建賠保険）では、設計ミスによって建築物に「滅失・破損」状態が発生していなければ、保険金は支払われません。主要構造部に耐震上問題があるとか、雨漏りしたという事実だけでは、保険事故とはみなされません。もし、それらの事故を支払いの対象とできる保険にすると、単に支払い件数が増加するだけに止まらず、保険の仕組みを悪用する道を拓く結果を招き、ソロバン勘定が合わなくなると想定しているのです。「あんな保険入っても役に立たないぞ！」という悪評の源はここにあります。そうした悪評を分かっているながら、その状態を30年近く変えずにいるのは、保険が破綻することを懸念しているからに他なりません。

対象を設計業務だけに絞り、なおかつ「法律上の賠償責任」を前提としても難しいリスクであるという建賠保険の抱える問題を、住宅瑕疵保険はスタートするに当たって克服する必要がありました。そこで、支払い限度額を1住宅あたり2,000万円（オプションで5,000万円とすることも可能）と制限し、独自の設計施工基準を設定した上で、2～3回の現場検査を実施するなど、従来の保険業界では実現不能な機能を備えた、「住宅瑕疵保険」というユニークな保険制度に作り上げたのです。

重大な過失とは

平成20年9月号日経ホームビルダー誌上で、「基準違反で『重過失』と判断、損保、保証機構とも『払えない』

という事件が報じられました。それから1年ほど後に、雨漏りしているにもかかわらず、設計者のミスであることを頑強に主張して、対応しない保険法人のために、トラブルにまきこまれた建築士の方の問題を私は抱え込んでいました。そして、事故の多発によって、早くも住宅瑕疵保険の内情が厳しい状況におかれているのではないかといよいよ心配になりました。そこで、類似の事件が起こっている可能性があると考え、3県の会員の方々に問合せたところ、2県から同様の事件を苦情処理でとり上げたことがあるという回答を得ることとなり、心配の種は膨らんでいたのです。

そこへ、最近になって似たような相談が持ち上がったのです。こちらも「雨漏り」による事故です。「部材の亀裂によって雨漏りしているのだから、これは住宅の瑕疵ではなくて、部材の瑕疵だ。部材の選択ミスによるものなのだから、設計の責任で処理して欲しい」と保険法人に言われたとのことでした。

使われた部材に瑕疵があるということは、建築物の一部に瑕疵があることに他なりません。住宅瑕疵担保保険の事故認定の要件である「雨水の浸入する部分の瑕疵によって、防水性能を満たさない場合」には該当しないなどと、どうして言い張れるのでしょうか？部材のメーカー責任を追究するというのであれば、まだ納得できます。設計者の報告どおりであると仮定すれば、この保険法人の査定マンは、自身の扱っている保険約款の内容も満足に把握できていません。「保険金を支払わない場合」として規定されている条文に従えば、設計者、工事監理者等の責任であるとして保険法人が求償できるのは、それらの者の「故意または重大な過失」により損害が発生したときだけのはずですが。設計者に部材の選択ミスがあったとして、それが「重大な過失」であると主張するためには、例えば、設計者の指定したような部材の使い方をすると、破損するおそれがあるから止めた方がよいと、事前に施工者に言われたにもかかわらず「いいからやれ！」と指示したというように、事故の予見性のあるような事実がなければならぬのです。この事件では、たまたま部材に亀裂が生じたのだと聞きます。

読者のみなさんには、保険法人によってこうした設計ミスの指摘を受けることのないよう、万全の態勢で業務に臨んでいただきたいと思います。それにしても「住宅瑕疵保険」は誕生したときから、雨漏りしたときには、速やかに補修して建築主を救うことのできる保険制度であったはずなのですが……。みなさまにとって2012年がよりよい年になりますよう、心よりお祈りいたします。

協会日誌

7月

7月～8月 平成23年度宇都宮メディア・アーツ専門学校インターンシップ実習生14名受入れ

*7月上旬～8月末まで(14設計事務所5日間受入れ)

- 4・栃木県住宅耐震推進協議会総会開催 協会会議室で開催 (本澤宗夫会長外関連団体役員19名参加)
- 6・定例常任理事会開催 協会会議室で開催
- 7・東京ガス株式会社 東京展示場見学会(栃木県建築設計サポートセンター行事) (本澤宗夫会長以下42名参加)
- 8・業務量調査検討W・G会議開催 建築技術教育普及センター会議室で開催 (佐々木宏幸副会長出席)
- ・業務運営委員会開催 協会会議室で開催
- ・建築相談会開催 協会会議室で開催
- 12・建築3会勉強会会議開催 日事連会議室で開催 (佐々木宏幸副会長出席)
- ・広報・渉外委員会開催 協会会議室で開催
- 13～15・第47回建設展・第20回AP展開催 マロニエプラザ 入場者数 4,000名 (業務運営委員会)
- 13・新法制度検討W・G会議開催 日事連会議室で開催 (佐々木宏幸副会長出席)
- 14・「(仮称)第1回都市交通システム実行委員会」開催 協会会議室で開催 (参加者・本澤宗夫外六団体14名)
- 20・平成23年度栃木県建設事業関係功労者知事表彰受賞式 栃木県公館大会議室 (永井 守常任委員受賞)
- ・業務報酬基準検討研究会開催 建築技術教育普及センター会議室で開催 (佐々木宏幸副会長出席)
- 21・建築士定期講習会 パルティとちぎ男女共同参画センター会議室で開催 (参加者32名)
- ・教育・情報委員会開催 協会会議室で開催
- 22・定例常任理事会(13:30～)・定例常任委員会(15:00～)開催 協会会議室で開催
- ・栃木県管工事業協同組合連合会総会開催 ホテル東日本宇都宮で開催 (本澤宗夫会長出席)
- 23・耐震診断事前審査会開催 協会会議室で開催
- 25・(仮称)第2回都市交通システム実行委員会開催 協会会議室で開催 (参加者・本澤宗夫外六団体14名)
- 28・耐震診断判定会開催 協会会議室で開催

8月

8月～9月 平成23年度小山工業高等専門学校インターンシップ実習生15名受入れ *8月上旬～9月末まで(15設計事務所5日間受入れ)

8月～9月 平成23年度宇都宮大学インターンシップ実習生8名受入れ *8月上旬～9月末まで(8設計事務所2週間受入れ)

- 2・広報・渉外委員会開催 協会会議室で開催
- 3・東日本大震災復興支援チャリティーゴルフ大会開催 新宇都宮カントリークラブで開催 (参加者98名)
- 5・公共建築設計懇談会意見交換会開催 JIA本部会議室で開催 (佐々木宏幸副会長出席)
- 8・耐震診断事前審査会開催 協会会議室で開催
- 10・住宅フェア栃木実行委員会理事会開催 ニューみくら会議室で開催 (小林 基常任委員出席)
- 11・(仮称)第3回都市交通システム実行委員会開催 協会会議室で開催 (参加者・本澤宗夫外六団体14名)
- ・業務報酬基準W・G会議開催 日事連会議室で開催 (佐々木宏幸副会長出席)
- 12・耐震診断判定会開催 協会会議室で開催
- 17・業務運営委員会開催 協会会議室で開催
- 18・栃木県耐震診断推進協議会運営委員会開催 協会会議室で開催 (本澤宗夫会長外関連団体運営委員会15名参加)
- 19・住宅フェア栃木実行委員会総会開催 栃木放送8階会議室で開催 (小林 基常任委員出席)
- ・第2回栃木県マロニエ建築・景観賞審査会開催 栃木県建設産業会館会議室で開催
- ・経営委員会開催 協会会議室で開催
- ・建築相談会開催 協会会議室で開催
- 22・広報・渉外委員会開催 協会会議室で開催
- ・住宅フェア栃木実行委員会出展説明会開催 宇都宮東市民センター会議室で開催 (小林 基常任委員出席)
- 23・総務財務委員会会議開催 日事連会議室で開催 (佐々木宏幸副会長出席)
- 24・管理建築士取得講習会開催 パルティとちぎ男女共同参画センター会議室で開催 (参加者72名)
- 25・(仮称)第3回都市交通システム実行委員会開催 協会会議室で開催 (参加者・本澤宗夫外六団体14名)
- 26・教育・情報委員会と賛助会員(部会長・副会長)との意見交換会開催 (参加者:教育・情報委員会14名・賛助会員6名)
- 31・第3回栃木県マロニエ建築・景観賞審査会現地調査開催 県内各地訪問 建築技術教育普及センター会議室で開催 (佐々木 宏幸副会長)

9月

- 1・都市交通システム講演会開催 栃木県総合文化センター小ホールで開催 (うつのみやが目指すまちづくりと公共交通ネットワーク) 講師・佐藤 栄一宇都宮市長 六団体協議会主催 (参加者600名)
- 2・耐震診断事前審査会開催 協会会議室で開催
- ・第4回栃木県マロニエ建築・景観賞審査会現地調査開催 県内各地訪問
- 5・定例常任理事会開催 協会会議室で開催
- 7・耐震診断判定会開催 協会会議室で開催
- ・第5回栃木県マロニエ建築・景観賞現地調査開催 県内各地訪問 現地調査終了後最終審査会開催 栃木県建設産業会館会議室で開催
- 12・木造住宅の耐震診断実務講習会開催 アピアで開催 (参加者48名)
- 14・第23回栃木県震災建築物応急危険度判定養成講習会開催 栃木県研修館講堂で開催
- ・業務運営委員会開催 協会会議室で開催
- 15・建築士定期講習会 パルティとちぎ男女共同参画センター会議室で開催 (参加者39名)
- ・総務・企画委員会開催 協会会議室で開催
- 16・とちぎの元気な森づくり県民会議第2回木づかい推進部会開催 県庁本館10階会議室で開催 (夏目公彦常務理事出席)
- 16～18・平成23年度建築士事務所キャンペーン (建築セミナー参加者71名)
- とちぎ住宅フェア2011実施 マロニエプラザにて開催 (参加者5200名)
- 20・新法制度検討W・G会議開催 日事連会議室で開催 (佐々木宏幸副会長出席)



- 21・定例常任理事会（13：30～）・定例常任委員会（15：00～）開催 協会会議室で開催
・栃木県設備業協会との意見交換会開催 ホテルニューイタヤ会議室で開催（本澤宗夫会長外役員15名出席）
- 22・特例民法法人に対する、栃木県県土整備部建築課建築指導班立ち入り調査実施
・業務報酬の適正活用検討研究会開催 建築技術教育普及センター会議室で開催（佐々木宏幸副会長出席）
- 26・耐震診断事前審査会開催 協会会議室で開催
- 28・UIA2011東京大会・日事連と東京会との共催イベント開催 東京都庁舎議会議棟1階「都民ホール」で開催
（本澤宗夫会長・三柴富男副会長・佐治則昭副会長・佐々木宏幸副会長参加）
・都市交通システム実行委員会開催 協会会議室で開催（参加者・本澤宗夫外六団体13名）
- 30・耐震診断判定会開催 協会会議室で開催

10月

- 4・定例常任理事会開催 協会会議室で開催
- 5・教育・情報委員会開催 協会会議室で開催
- 6・関東甲信越ブロック協議会開催 日事連会議室で開催
（本澤宗夫会長・三柴富男副会長・佐々木宏幸副会長・鈴木 勲事務局長参加）
・平成23年度建築技術検定・建築製図検定問題作成委員会開催 栃木県建設産業会館会議室で開催（佐治則昭副会長参加）
- 12・都市交通システム実行委員会開催 協会会議室で開催
- 14・業務運営委員会開催 協会会議室で開催
・経営委員会開催 協会会議室で開催
・建築相談会開催 協会会議室で開催
- 14・栃木県建設産業団体連合会事務局長会議開催 栃木県建設産業会館会議室で開催（藤田公行専務理事出席）
- 18・定例常任理事会（13：30～）・定例常任委員会（15：00～）開催 協会会議室で開催
- 19・耐震診断事前審査会開催 協会会議室で開催
・管理建築士取得講習会開催 パルティとちぎ男女共同参画センター会議室で開催（参加者53名）
- 21～23・東日本大震災復興支援：東北地方現地調査を含む研修旅行開催（宮城県・岩手県・青森県現地調査）（本澤宗夫会長外31名参加）
- 26・広報・渉外委員会開催 協会会議室で開催
- 27・都市交通システム実行委員会開催 協会会議室で開催（参加者・本澤宗夫外六団体14名）
- 31・日事連会長（三栖邦博）藍綬褒章受章を祝う会開催 東京帝国ホテルで開催（本澤宗夫会長・三柴富男副会長・佐々木宏幸副会長参加）

11月

- 2・管理建築士取得講習会開催 パルティとちぎ男女共同参画センター会議室で開催（参加者21名）
- 5～7・第24回全国スポーツ・レクリエーション開催（栃木県各地）（開会式・本澤宗夫会長・鈴木 勲事務局長出席）
- 7～11・平成23年度宇都宮工業高等学校インターンシップ実習生4名受入れ（4設計事務所5日間受入れ）
- 8・定例常任理事会開催 協会会議室で開催
- 9・第23回栃木県マロニ工建築・景観賞受賞表彰式開催 栃木県庁東館4階講堂で開催（本澤宗夫会長出席）
- 10・管理建築士取得講習会開催 パルティとちぎ男女共同参画センター会議室で開催（参加者13名）
- 14・都市交通システム実行委員会開催 協会会議室で開催（参加者・本澤宗夫外六団体14名）
- 15・栃木県建設産業団体連合会主催・平成23年度栃木県建設雇用改善推進大会開催 ホテル東日本宇都宮で開催
（本澤宗夫会長外執行役員及び理事15名出席）
- 16・業務運営委員会開催 協会会議室で開催
- 17・木造耐震診断の進め方（パソコン教室）開催 パルティとちぎ男女共同参画センター会議室で開催
（参加者・12名：主催者夏目公彦委員長外講師・講師補佐7名）
- 18・都市交通システム講演会開催 栃木県総合文化センター大ホールで開催
講師・福田 富一栃木県知事：演題・元気度 日本一栃木県「とちぎ」のあるべき交通政策
主催・環境にやさしい公共交通ネットワークづくりを目指す市民の会
・六団体連絡協議会（参加者1200名）
- 21・関東甲信越ブロック協議会主催「苦情の解決業務研修会」開催 日事連会議室で開催（田村哲男理事・横松宏明監事・藤田公行専務理事出席）
・平成23年度震災建築物応急危険度判定模擬訓練の実施に伴う協力スタッフ会議 栃木県庁昭和館多目的室2会議室で開催
（君島広之理事・小林 基常任委員出席）
- 22・耐震診断判定会開催 協会会議室で開催
- 24・定例常任理事会（13：30～）・定例常任委員会（15：00～）開催 協会会議室で開催
- 25・技術講習会開催 栃木県自治会館で開催（参加者34名）
- 28・耐震診断判定会開催 協会会議室で開催
- 29・建築甲子園「栃木県大会」審査委員会開催 建築士会会議室で開催（三柴富男副会長出席）
・広報・渉外委員会開催 協会会議室で開催
・マロニ工建築・景観賞表彰次年度計画会議 栃木県庁研修館205会議室で開催（藤田公行専務理事出席）
- 29・社団法人 宮城県建築士事務所協会創立50周年記念式典ご招待 仙台市パレスへいあんで開催（本澤宗夫会長・鈴木 勲事務局長出席）
- 30・平成23年宇都宮電設会忘年会開催 宇都宮東武ホテルグランデで開催（本澤宗夫会長出席）

編集後記

酒井：新年を迎え皆様いかがでしょうか。新年を迎えるにあたり髪型を変えましたら、皆さん気づいてくれません。ちょっと寂しい・・・

中村：暖冬化を忘れる寒さ。心は温かく。

石川：今年こそは、楽しい投稿が増えること祈ります。

大高：まだまだ余震が続き、何時になったらおさまるのでしょうか。

市田：今年は、還暦を迎えます。より良い年になりますように、仕事・勉強・会報づくりに頑張ります。

大武：新年には気持ちも新たになります。年なんです。

横松：人生の折り返し点になりました。今年もよろしくお祈りします。



発行所

社団法人 **栃木県建築士事務所協会**

会長 本澤宗夫

〒320-0032 宇都宮市昭和2丁目5番地26号
TEL 028(621)3954 FAX 028(627)2364
HP : <http://www.tkjk.or.jp/> E-mail : info@tkjk.or.jp